

コンプライアンス



ホームページ
掲載情報

・輸出入管理の取り組み

基本的な考え方

ミネベアグループは、コンプライアンスの実践がCSR推進において欠くことのできない要素であるという認識の下、「ミネベアグループ行動規範」「ミネベアグループ役員・従業員行動指針」を定め、公正かつ適正で、透明度の高い経営に努めています。

2012年度は、8月にアメリカ証券取引委員会にて可決された「金融規制改革法」の開示規則を受け、同法律にて規定された「紛争鉱物」に対する当社の考えをまとめ、「ミネベアグループ紛争鉱物対応ポリシー」としてミネベアグループ行動規範に追加しました。

「ミネベアグループ行動規範」および「ミネベアグループ役員・従業員行動指針」の詳細は、ミネベアグループホームページをご参照ください。

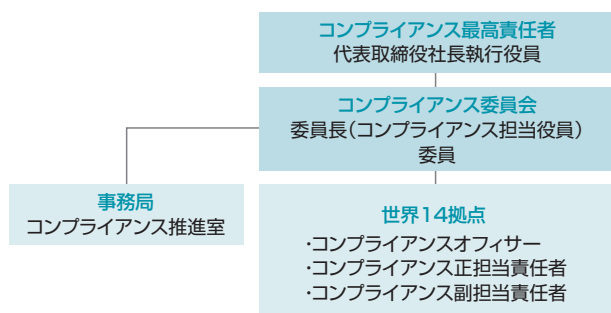


<http://www.minebea.co.jp/company/aboutus/Conduct/declaration/index.html>

コンプライアンス推進体制

ミネベアグループでは、社長執行役員をコンプライアンスの最高責任者とし、直属の組織であるコンプライアンス委員会にて、行動規範の運用、行動規範に対する重大な違反事例発生時の緊急対策の意思決定を行っています。また、コンプライアンス委員会の事務局をコンプライアンス推進室が担当し、コンプライアンス推進のための諸施策を実施しています。2012年度は、意思決定の迅速化を果たす体制に変更し、これまで年に1回開催していたコンプライアンス委員会を、年2回の開催にするとともに、各拠点に新たにコンプライアンスオフィサーを設置し、マネジメントの強化を図っています。

▶コンプライアンス体制図



コンプライアンス教育

ミネベアグループでは、従業員のコンプライアンスへの理解を深めるため、階層別研修時のコンプライアンス教育を実施しています。2012年度は、新入社員研修と新任係長職研修、新任課長職研修にて実施し、180名が受講しました。また、2012年度は海外における研修強化の一環として、タイの階層別研修においてコンプライアンス教育を実施し、海外駐在のマネージャーおよび中堅社員40名が受講しました。研修では、日本とは異なる法律、文化、商習慣などを説明し、特に注意すべきポイントについて講義を行いました。

このほか、昨今相次ぐ企業不祥事の多発により、コンプライアンス経営の強化がますます求められていることから、外部講師を招いての役員向けコンプライアンス研修を実施し、社長以下執行役員30名が受講しました。

内部通報制度

ミネベアグループでは、「ミネベアグループ行動規範」に違反する行為や、法令違反行為などを未然に防ぐため、従業員一人ひとりが自らの行動や意思決定が本行動規範に違反するかどうか迷った場合、または本行動規範に違反する疑いのある行為を発見した場合に利用できる相談窓口を社内と社外にそれぞれ設置しています。受け付けたすべての通報については、事実確認の上、適切に対応しています。

今後のコンプライアンス推進について

従業員一人ひとりがコンプライアンスの意識を持って、事業活動に取り組む企業風土を定着させるために、従業員の意識と知識の充実をよりいっそう深めていく必要があると考えています。今後は海外を含めたグループ全体でのコンプライアンス推進体制の強化を進めるべく、コンプライアンスオフィサーを中心に、各国の連携強化を進めていきます。

また、独占禁止法に関する研修やインサイダー取引規制の周知徹底を今後も継続的に実施し、違反事件の未然防止に努めていきます。